

宇都宮市環境審議会の概要

1 名称

宇都宮市環境審議会

2 組織の性格, 位置付け

宇都宮市環境基本条例第20条の規定に基づき, 本市の附属機関として市長の諮問等に応じ, 環境保全対策に関する基本的事項を調査審議する。

3 所掌事務

- (1) 環境基本計画の策定に当たって意見を述べること
- (2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議すること

4 組織, 構成

- (1) 市長が任命する委員(定数20人以内)をもって組織し, 委員の互選により会長を定める。委員の任期は, 2年とし再任を妨げない。
- (2) 審議会の庶務は, 環境部環境政策課において処理する。
- (3) その他必要な事項は, 会長が審議会に諮って定める。

※ 委員は, 各界各層に広く人材を求め, 各環境分野に専門的, 総合的に対応できる組織として, 市議会議員4名, 学識経験者6名, 事業者代表3名, 市民団体代表4名, 関係行政機関代表1名, 環境の保全及び創造について, 特に識見を有すると認められる者(公募)2名の20名で構成されている。

5 任期

2年(平成25年12月1日改選)

6 最近の審議経過 ※詳細は別紙1のとおり

平成23年度

- 「宇都宮の環境(平成22年度 環境状況報告書)」について
- 「宇都宮市自然環境基礎調査」結果について
- 「悪臭防止法に基づく臭気指数規制導入」について

平成24年度

- 「宇都宮の環境(平成23年度 環境状況報告書)」について

平成25年度

- 「第2次宇都宮市環境基本計画の進捗状況について」
- 「宇都宮市地球温暖化対策地域推進計画の進捗状況等について」